

第447回南国市議会定例会会議録

第6日 令和8年6月22日 月曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
18番 前田学浩	19番 岡崎純男
20番 浜田雅士	21番 今西忠良

＊

欠席議員

17番 有沢芳郎

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	参事兼企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 藤宗歩
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 内村達也
保健福祉センター所長 弘田明平	こども家庭センター所長 松岡千左
環境課長 吉本晶先	農林水産課長 川村佳史
農地整備課長 岡崎辰彦	商工観光課長 山崎伸二
建設課長 山崎浩司	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 篠原正一	住宅課長 伊藤恒

上下水道 局 長	細 木 玲 次	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	竹 村 亜 希 子
福祉事務 所 長	天 羽 庸 泰	教 育 長	竹 内 信 人
学校教育 課 長	池 本 滋 郎	生涯学習 課 長	前 田 康 喜
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 田 佳 子	農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 本 卓 哉
消 防 長	三 谷 洋 亮		

— * —

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

— * —

議事日程

令和 8 年 6 月 22 日 月曜日 午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 2 号 南国市公園条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 3 号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4 号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5 号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
- 第 6 議案第 6 号 市道の認定について
- 第 7 議案第 7 号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 第 8 議案第 9 号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 9 議案第 10 号 (都) 南国駅前線 (第 2 工区) 後免駅前広場整備工事請負契約の締結について
- 第 10 議案第 11 号 令和 8 年度事務用パソコン購入契約の締結について
- 第 11 報告第 1 号 令和 7 年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 12 報告第 2 号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 13 報告第 3 号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 14 報告第 4 号 令和 7 年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 15 報告第 5 号 令和 7 年度南国市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 16 報告第 6 号 令和 7 年度南国市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 第17 報告第7号 令和7年度南国市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第18 報告第8号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
第19 報告第9号 市営住宅明渡等請求訴訟の提起の専決処分の報告について
第20 報告第10号 損害賠償の専決処分の報告について

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第20まで

＊

午前10時 開議

○議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第11号まで、報告第1号から報告第10号まで

○議長（西本良平） この際、議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第10号まで、以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありますか。14番山中良成議員。

〔14番 山中良成議員発言席〕

○14番（山中良成） 通告なしの質疑となりますが、御了承いただきたいと思います。

今回の議案第5号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例について、質疑をさせていただきます。

前回、市長のほうから勉強会のほうで、今回この処分について自分で決められたということでしたので、この件について3点お聞きしたいと思います。

1つ目は、この処分で市民は納得できるのかが1つ目であります。

2つ目、この処分でよいと判断された理由を述べていただきたいと思います。

3番目に、処分が甘いのではないかと市民、議員数名からも意見が出ております。それについてどう思われているのか市長の御意見を賜りたいと思います。

私たち議員は誰よりも市民と向き合い、会話をしております。その際に説明責任があります。その際に説明できるよう答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 山中議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の件は、長期の職員の事務懈怠によりまして多くの生活保護受給者並びに市民の皆様の信頼を損ねることになり、大変申し訳なく思っております。それにつきまして、福祉事務所内の担当職員並びに管理監督職員の処分を行ったところでございます。その処分につきましては、実際の事務の遅延を行いました2名の担当職員につきましては、減給10分の1、6か月、そして管理監督責任としましては、嚴重注意という職員もおりますが、嚴重注意から減給10分の1、3か月の減給をしたところであり、福祉事務所長につきましても減給10分の1、3か月に、管理監督責任ということで処したところでございます。

その処分につきまして納得できるのかというところでございますが、それぞれの処分につきましては、皆さん様にどのように思われるかというのは同じではないというように思います。それぞれ納得できる、納得できない方もいれば納得していただく方もいるのではないかと思っております。それはもう御判断にお任せするしかないというように思っております。

また、その処分の理由でございますが、福祉事務所の事務についての事務遅延、懈怠ということに対する処分をしたところでございます。福祉事務所内ではそういった事務の執行につきまして担当職員は処分、先ほど申しました処分をし、それに係長、査察指導員から所長につきましても、その管理監督責任ということを問いまして、それを最大減給10分の1、3か月分の

減給という形で行ったところでございます。

私の処分についての理由ということでございますが、私の処分ということにつきましては、その管理監督責任のある所長並びに係長の任命責任ということがもちろんあるわけでございまして、その任命責任を問うという形で所長と同等の3か月分と同じ、同等と考えられる30%のカットということにしたところでございます。

あと3点目、処分が甘いというように言われる議員もいらっしゃるということでございますが、私としましては処分の理由としまして申し上げたとおり、任命責任ということで、その処分の内容を自分で判断したところでございまして、それにつきましては今回の事態についてどのように感じられたかということで、それぞれ議員の皆様の思いも様々だと思います。甘いと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、それを適当と考えていただける方もいらっしゃるのかもしれません。それはそのように捉えられた主観、それぞれが考えられることであろうというように思います。以上でございます。

○議長（西本良平） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 承知しました。3か月という言葉も出ましたので、あれですけども、私としてはやっぱり市長も30%で3か月がよかったのではないかというふうに、これ私の主観でございます。市長も先ほども申しましたように、主観というふうに言われましたけども、それを言ってしまうと、私たち議員全員はやっぱり市長がこういうふうに、せっかく自分なりにこうしていったほうがいいたろうという処分を認めていらっしゃることは私はすばらしいことだと思ってますので、そこを主観という形ではなくて、やっぱりきちんと私たちも説明責任がありますので、やっぱりそこは御理解いただいた上で、私たちも市長が先ほど述べたように、市民の皆さんにちゃんと御説明させていただきますので。ただ、これは私の主観ですけども、よかったらそういうふうに30%を3か月やっていただいたほうが私たちはもっと市民の皆さんに御理解いただけて、市民の皆様に納得できる方法として御提案させていただきました。

これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西本良平） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 議案第11号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

ただいま議題となっております。報告第5号令和7年度南国市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について、についてお伺いをいたします。

まず、報告の2ページ、事故繰越し繰越計算書の説明欄によりますと、業者都合による市道南国208号線側溝しゅんせつ工事の遅延のためとありますが、この工事の場所、予定していた期間、それから実際に行った期間、そしてなぜ遅延する事態となったのかお答えください。

次に、議案勉強会において財政課からいただいた資料では、担当係が建設課ではなく環境課施設整備係と記載されておりますが、これについても御説明いただけたらありがたいです。

次に、翌年度繰越額が83万6,000円で繰越限度額が99万9,000円ということですが、実際の金額、工事を完了した金額が違ふようであればお答えいただければと思います。

次に、今回この事故繰越の原因となったこの業者は、市として今後どのような対応をしているのか、お答えください。

以上で1問目といたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（西本良平） 答弁を求めます。環境課長。

〔吉本晶先環境課長登壇〕

○環境課長（吉本晶先） 報告第5号の事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、お答えをいたします。

事故繰越となりました工事は、市道南国208号線側溝しゅんせつ工事でございます。市道南国208号線は海岸の北側を東西に走る市道で、工事内容は市道側溝の堆積土砂のしゅんせつを延長、浜改田100メートル、前浜58メートルの2か所で、計158メートルを実施するものです。令和7年度事業として予算計上し、令和8年1月22日一般競争入札を行い、落札業者と1月29日契約、契約金額は83万6,000円、工期は令和8年1月30日から3月24日でありました。

環境課が予算担当課となっておりますが、これは環境センターの周辺対策の工事で、毎年環境課の予算で実施しているものでございます。この工事につきまして、3月になりまして工事に着手をしていなかったため、担当者より請負業者に連絡すると、工期内に完了する見込みであるとのことでありましたが、工期を過ぎても着手をしておりませんでした。令和8年4月8日に請負業者のヒアリングをし、正当な遅延の理由がないことと工事の履行の意思があることを確認したため、早期の工事実施を指示し、5月20日に工事は完了しております。

予算につきましては、7年度予算で請負業者の工事遅延によるものであるため、83万6,000円を事故繰越とし、その後、交通誘導警備員の減及び軽微な数量の変更のため、5月13日付で36万5,200円減の47万800円で請負契約を変更しました。そして、工事が完了しましたので、請負業者への支払いは終わっております。

請負業者に対しましては、原因が工事遅延によるものであるため、南国市建設工事指名停止

措置要綱の規定により、令和8年5月28日から6月10日までの2週間の指名停止措置とし、また工事請負契約書に基づき遅延損害金1,999円を請求し、市に入金済みであります。この業者に対する今後の対応につきましては、指名停止措置、また支払い遅延金も納めていただいている状態でございますので、また対応につきましては財政課などとも協議しながら、その対応についてまた検討していきたいと思っております。

なお、工事の担当者、予算担当者、管理職の管理が足らなかったことも原因でありますので、今後は工事の進捗状況をしっかりと確認しまして、今回のような事態が起こらないように徹底をしてまいります。

○議長（西本良平） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

浜改田と前浜にわたる区間ということですが、まさに海岸のすぐ近くということで、工事そのものは簡単な工事ですけれども、やはり何かあれば、しゅんせつをちゃんとやってなければ事態がどんな事態になるかという場所でもありますので、ぜひ今回の事態、課長も今回の事態が起こらないようにという御答弁いただきましたので、ぜひそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

報告のその1つ前の報告第4号の繰越しについてなんかは、例年昨今の諸事情などもあり、仕方のない理由がずっと並んでおりますけれども、今回のこの報告第5号のこの事業については、業者都合とはいえ、事故繰越にせず済んだ事業ではないだろうかというふうに思います。今後、このような事態が起こらないよう、財政課と担当課の連携などをしっかりと取っていただき、再発防止に努めていただくよう述べまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（西本良平） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第7号の質疑を終結いたします。

報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第8号の質疑を終結いたします。

報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第9号の質疑を終結いたします。

報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 報告第10号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第9号及び報告第1号から報告第3号まで、以上4件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西本良平） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

ただいま議題となっております報告第3号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを不承認とする反対討論を行います。

今回、事後承認を求められている国民健康保険税条例の改正は、賦課限度額の変更と国保税軽減に係る軽減判定所得基準額の変更についてであります。また、後期高齢者支援金分と介護納付金分の賦課限度額は変更しないが、医療分の賦課限度額については66万円から67万円に引き上げるというものです。

まず、専決そのものについては、いつものとおり国のほうで3月末日に決まったことを受けてのことであり、そのことについては専決とするのはいつものとおり致し方ないことであります。その上で、反対理由ですが、国民健康保険税は、ただでさえ協会けんぽや共済などに比べ

て高額でありまして、その高額の国保税を値上げすることになります。今回の引上げで増収になり、国保財政が少しでも楽になるということが国からも言われておりますけれども、国保財政が苦しいのは国会審議でも明らかになったとおり、国からの財政支援があまりにも足りなさ過ぎるのが原因です。また、本市でいうと、令和7年度国保基金もさらに国保の決算も受けて、基金をさらに積み増しすることですから、なおさら限度額を上げなくてもいいのではないのでしょうか。国の制度変更に伴う専決ではありますが、本市で対応できるものであり、不承認とすべきものとする反対討論とさせていただきます。同僚議員の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。

まず、議案第9号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西本良平） 起立全員であります。よって、議案第9号は同意することに決しました。

次に、報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号及び報告第2号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

次に、報告第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、報告第3号は承認されました。

なお、報告第4号から報告第10号まで、以上7件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

—————*—————

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（西本良平） ただいま議題になっております議案第1号から議案第7号まで及び議案第10号、議案第11号、以上9件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 南国市税条例の一部を改正する条例

議案第3号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例

議案第7号 高規格救急自動車購入契約の締結について

議案第10号 （都）南国駅前線（第2工区）後免駅前広場整備工事請負契約の締結について

議案第11号 令和8年度事務用パソコン購入契約の締結について

産業建設常任委員会

議案第2号 南国市公園条例の一部を改正する条例

議案第6号 市道の認定について

＊

○議長（西本良平） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。明23日と24日の2日間は、委員会審査等のため休会し、6月25日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月25日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時24分 散会